

# 職場で陽性者が発生したときの対応について

新型コロナウイルス感染症は、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況となっています。このリーフレットは、職場で陽性者が発生したときに、事業者が行うことについてまとめたものですので、発生時の対応の参考としてください。

- ◆ 従業員から、「新型コロナウイルス感染症と診断された(陽性者)」と連絡がきたら、次の1～3の対応をお願いします。

## 1. 陽性者に、次のことを確認してください。

- ・検査日
- ・診断日(検査結果が陽性と判明した日)
- ・症状(発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など)の有無
- ・症状がある場合は、発病日(症状が出現した日)

## 2. 職場内で感染の可能性が疑われる従業員(濃厚接触者に該当する可能性のある従業員)の確認をしてください。

- 陽性者と感染可能期間(発病日もしくは無症状者の検査日の2日前から最後に勤務した日まで)に、次に該当する者
  - ・陽性者と同居している従業員
  - ・マスクをしないうで(あごにずらして)、会話をした従業員会話の目安は、手で触れることのできる距離(1メートル以内。屋内外を問いません。)で、15分以上です。  
会話をしながら食事やおやつを食べた、喫煙をしたなど、マスクをはずす機会の接触

## 3. 感染の可能性が疑われる従業員には次の事項を指示してください。

- 陽性者と最後にあった日の翌日から7日間は次の事項を守ってください。
  - ・健康観察を行ってください。(1日2回の検温、自覚症状の有無の確認)
  - ・職場への出勤、不要不急の外出、他の人との接触は控えてください。7日間の健康観察中に症状がない場合、8日目から出勤等が可能となります。  
※待機期間が解除された後も、10日目までは検温などご自身による健康状態の確認を続けていただき、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用など感染対策を徹底してください。  
※業務への従事が事業の継続に必要であり、次の全てに該当する場合、待機期間を5日目に解除できます。
  - ①待機期間中、無症状であること
  - ②陽性者と最後にあった日から4日目と5日目の両日に当該濃厚接触者の所属する事業者において実施した抗原定性検査(簡易検査キット)の結果が2回とも陰性であること
- 健康観察中に症状が出た場合は、次の機関に相談ください。  
相談時には、事前に電話を入れ、必ず「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。
  - ・かかりつけ医
  - ・新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル(055-223-8896 24時間対応)
  - ・甲府市受診・相談センター(055-237-8952 24時間対応)(甲府市民のみ)

本件に関する問い合わせ先

山梨県新型コロナウイルス感染症 事業者感染対策相談ダイヤル

電話 055-223-1437 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

# 職場で陽性者が発生したときの対応(手順)

## 1. 他の従業員に感染の恐れのある期間を特定します。

感染の恐れのある期間(いつから?)

陽性者が有症状の場合 症状が出現した日の2日前 … 令和 年 月 日

陽性者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前 … 令和 年 月 日

感染の恐れのある期間(いつまで?)

陽性者が最後に勤務した日 … 令和 年 月 日

上記感染の恐れのある期間中に陽性者と会っている

いいえ

感染の可能性は低いです

はい

## 2. 上記1の感染の恐れのある期間中に次の接触があったか確認してください。

- 陽性者と同居している
- 陽性者と、お互いに又は陽性者がマスクをしないで(あごにずらして)、手で触れることのできる距離(1メートル以内。屋内外は問いません。)で、15分以上会話をした
- 会話をしながら食事やおやつを食べた
- 喫煙をしながら会話をした

上記2のいずれかの接触があった

感染の可能性が疑われる従業員に該当しますので次のことを指示してください。

- 陽性者と最後に会った日の翌日から7日間は次の事項を守ってください。
  - ✓ 健康観察を行ってください。(1日2回の検温、自覚症状の有無の確認)
  - ✓ 職場への出勤、不要不急の外出、他の人との接触は控えてください。
  - ✓ 7日間の健康観察中に症状がない場合は8日目から出勤等が可能となります。

※待機期間が解除された後も、10日目までは検温などご自身による健康状態の確認を続けていただき、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用など感染対策を徹底してください。

※業務への従事が事業の継続に必要であり、次の全てに該当する場合、待機期間を5日目に解除できます。

- ①待機期間中、無症状であること
- ②陽性者と最後にあった日から4日目と5日目の両日に当該濃厚接触者の所属する事業者において実施した抗原定性検査(簡易検査キット)の結果が2回とも陰性であること

- 健康観察中に症状(発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など)が出た場合は、次のいずれかに相談してください。

※相談時には、事前に電話を入れ、必ず「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。

- ✓ かかりつけ医
- ✓ 新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル(055-223-8896 24時間対応)
- ✓ 甲府市受診・相談センター(055-237-8952 24時間対応)(甲府市民のみ)

本件に関する問い合わせ先

山梨県新型コロナウイルス感染症 事業者感染対策相談ダイヤル

電話 055-223-1437 月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00